

公益財団法人東京都教育支援機構苦情審査委員会運営要綱

常務理事決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人東京都教育支援機構工事成績評定要綱第15条第1項及び公益財団法人東京都教育支援機構設計等委託成績評定要綱第15条第1項に規定する成績評定苦情審査委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について、第三者の公平な視点に立って調査審議し、意見を表明する。

- 一 受注者からの工事成績評定に係る苦情
- 二 受託者からの設計等委託成績評定に係る苦情
- 三 総括監督員又は検査員から付議された工事成績評定又は設計等委託成績評定の修正
- 四 総括監督員から付議された工事成績評定又は設計等委託成績評定の減点に係る事由及び点数

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

委員長 事務局長
委 員 総務部長
第二事業部長
総務課長
財務課長
施設課長

2 委員長が特に必要と認めた場合は、臨時委員を置くことができる。

(付議手続等)

第4条 施設保全課長は、苦情申立者から苦情申立書が提出されたときは、遅滞なく議案を作成し、関係資料を添付の上、委員会に付議しなければならない。

(招集)

第5条 委員会は、必要の都度、委員長が招集する。

2 委員長に事故があるときは、総務部長がその職務を代理する。

(議事)

第6条 委員会の議長は、委員長をもってこれに充てる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。その議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 議事に利害関係を有する委員は、当該議事に加わることができない。

(関係者等からの聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めたときは、苦情申立者又は当該苦情に係る工事を担当した監督員又は検査員から当該工事の施工状況等を聴取することができる。

2 委員長は、必要があると認めたときは、苦情申立者又は当該苦情に係る委託を担当した監督員又は検査員から当該設計等委託の履行状況等を聴取することができる。

3 委員長は、必要があると認めたときは、外部有識者から意見を聴取することができる。

(意見の表明)

第8条 委員会は、第2条に規定する調査審議を終了したときは、当該苦情申し立てに関する意見書を作成し、委員会終了後10日以内に通知者に報告する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、第二事業部施設保全課で処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会において定める。

附則

この要綱は、令和7年4月1日以降に契約を締結する請負工事並びに設計、測量、地質調査及び工事監理業務に適用する。